中小企業関連 令和7年度税制改正のポイント

令和6年12月27日、令和7年度税制改正大綱が閣議決定されました。

本稿では、中小企業関連税制改正のポイントをご紹介します。 詳細につきましては、経済産業省ホームページをご覧ください。



経済産業省ホームページ

1. 国内投資の持続的拡大

(1) 中小企業経営強化税制(拡充・延長)

中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業(100億企業)の創出を推進するため、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除(最大10%))を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充(対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%)又は税額控除(最大2%))する。

(2) 地域未来投資促進税制(拡充・延長)

地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靭な産業基盤の構築に向けて、地域経済への波及効果が特に高く期待できる事業の促進を強化すべく、地域未来投資促進税制(通常は、特別償却(35%)又は税額控除(4%))の措置期間を3年間延長した上で、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%又は税額控除5%)を追加する。

〈地域経済の発展・成長に特に資する分野について〉

下記の①~③を満たす産業(※)を自治体が指定

- ※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定(3つまで)
- ※要件詳細については調整中
- ①地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

②当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高 or 就業者数 or 給与総額が一定以上伸びていること

③自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

(3) 固定資産税の特例措置(拡充・延長)

赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる**(課税標準を最大で5年間1/4まで軽減)。

2. 中小企業の活性化

(1) 事業承継税制(見直し)

経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し(現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」)を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

(2) 中小企業投資促進税制(延長)

中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除 (7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。人手不足や物価高騰が続く中、中小企業 の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、 港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋 運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険 代理業及びサービス業、不動産業、物品賃貸業		
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】		
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)・内航船舶(取得価格の75%が対象)		

(3) 中小企業者等の法人税率の特例(延長)

年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ、 資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する**。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金 1 億円超)	所得区分なし	23.2%	_
	年800万円超の所得金額	23.2%	_
中小法人	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>
(資本金1億円以下)	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の場合	19%	17%

(4) 中小企業防災·減災投資促進税制(延長)

令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却16%)を2年間延長等する。